

長野県看護協会会長
長野県高齢者福祉事業協会会長
長野県老人保健施設協議会長
長野県宅老所・グループホーム連絡会理事長 様
長野県社会福祉協議会長
長野県介護支援専門員協会会長
長野県ケアハウス協議会長
長野県介護福祉士会長
長野県訪問看護ステーション連絡協議会長

長野県健康福祉部介護支援課長

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の 5 類感染症移行後の集団発生の
状況等の把握について（通知）

日頃は、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。
さて標記について、感染症対策課長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、下記のとおり御承知願います。
なお、令和 4 年 7 月 29 日付け 4 介 477 号「施設関係者に新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された場合の保健所への報告について」は令和 5 年 5 月 7 日付けで廃止します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を含む感染症が発生した際の報告
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け厚生労働省通知（令和 5 年 4 月 28 日一部改正））による。
- 2 1 の報告についての留意事項
別添様式 3 「感染症等発生時における保健福祉事務所及び市町村社会福祉施設等主管部局への報告用紙（保育所を除く入所・通所施設用）」により報告願います。報告にあたっては、別紙「保育所以外の施設における感染症等発生時の報告基準及び記入上の注意」を参考にしてください。
- 3 2 の報告基準
(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。この場合の人数は、同一の感染症などによる患者等がある時点において発生した人数であり、それ以前からの累積の人数ではないことに注意する。
- (3) (1)、(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

担 当 長野県健康福祉部介護支援課
(課長) 今井政文 (担当) 川村亜由美
電 話 : 026-235-7113
ファクシミリ : 026-235-7394
電子メール kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp